

機動隊運営規程

(昭和54年4月17日本部訓令第16号)

最終改正 令和3年3月30日本部訓令第14号

機動隊運営規程を次のように定める。

機動隊運営規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、徳島県警察本部警備部機動隊(以下「機動隊」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 機動隊は、警備実施の中核部隊として治安警備、災害警備及び雑踏警備に当たるほか、必要に応じて警衛、警護、警ら、重要事件発生時の初動捜査活動その他本部長の命ずる業務に従事することを任務とする。

(組織)

第3条 機動隊に隊長、副隊長、中隊長、小隊長、分隊長、分隊員及び所要の職員を置く。

2 機動隊は、第1中隊及び第2中隊の2個中隊をもつて編成する。

3 第1中隊は、第1小隊及び第2小隊の2個小隊をもつて、各小隊は2個分隊をもつて編成する。

4 第2中隊は、第1小隊及び第2小隊の2個小隊をもつて、各小隊は3個分隊をもつて編成する。

(隊員等の資格基準)

第4条 隊長、副隊長、中隊長及び隊員(小隊長、分隊長及び分隊員をいう。以下同じ。)は、原則として次の条件を備えた警察官のうちから、本部長が任命する。

(1) 幹部隊員(分隊長以上)

身体強健にして、人格識見に優れ、かつ、部隊指揮能力に秀でた気力おう盛な者

(2) 一般隊員(分隊員)

実務経験1年以上を有する身体強健な年齢30歳以下の者で、勤務成績が優秀であり、かつ、術科技能に優れているもの

(活動計画)

第5条 隊長は、毎月、機動隊の活動計画を策定し、各所属長に通報するものとする。

(事件事故等の処理)

第6条 隊員は、勤務中に取り扱った事件事故等については、次の各号に掲げるところにより処理しなければならない。

- (1) 道路交通法令違反で身柄の伴わないものは、速やかに関係書類を作成し、隊長に報告すること。
- (2) 前号以外の犯罪等については、当該犯罪等を管轄する所属に引き継ぐこと。
- (3) 前号の規定により事件事故等を引き継いだ隊員は、事案引継報告書(別記様式第1号)により、速やかに隊長に報告すること。

(応援派遣要請)

第7条 所属長は、警備実施に関する訓令(昭和41年徳島県警察本部訓令第2号)に規定する応援部隊として機動隊の出動を要請する場合を除いて、その応援派遣を必要とする場合は、機動隊応援派遣要請書(別記様式第2号)により、本部長に要請するものとする。

- 2 本部長は、応援派遣要請人員が第1中隊の人員を超える場合は、第2中隊員の配置先所属長に対し、必要人員の応援派遣を命ずるものとする。
- 3 派遣された隊員は、応援派遣先所属長の指揮監督を受けて勤務に服するものとする。

(教養訓練)

第8条 隊長は、第2条に定める任務の遂行に必要な教養訓練を行うものとする。

- 2 前項の教養訓練は、月間及び年間の教養訓練計画を立てて行うものとする。
- 3 所属長は、機動隊の教養訓練に積極的に協力しなければならない。

(装備資器材の整備)

第9条 隊長は、常に装備資器材の点検整備に努め、有事に備えなければならない。

(日誌)

第10条 機動隊に機動隊業務日誌(別記様式第3号)を備え付けるものとする。

- 2 警ら用無線自動車による警らを実施した隊員は、地域警察関係規程に定める自動車警ら班活動日誌を作成するものとする。

(隊員の宿所)

第11条 隊員中、独身者は、隊の寮舎に入寮するものとする。ただし、特別の事情のある者は、隊長の承認を得て寮舎外に居住することができる。

附 則

- 1 この訓令は、昭和54年4月1日から施行する。
- 2 徳島県警察特別警ら隊運営規程(昭和48年徳島県警察本部訓令第7号)及び徳島県警察機動隊の運営に関する規程(昭和48年徳島県警察本部訓令第8号)

は、廃止する。

附 則(平成6年3月15日本部訓令第7号)抄

1 この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成8年3月19日本部訓令第5号)

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月28日本部訓令第9号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月30日本部訓令第14号)

(施行期日)

1 この訓令は、令和3年3月30日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際に現にこの訓令による改正前の訓令の規定に基づいて提出されている書面は、改正後の訓令の規定に基づいて提出された書面とみなす。

3 この訓令による改正前の訓令に規定する様式による書面については、この訓令による改正後の訓令に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。この場合において、改正後の様式において押印が省略されているものについては、改正前の様式においても同様とする。

※別記様式等省略